○多賀城跡あやめ園駐車場におけるキッチンカー等募集要項

令和６年４月２６日　　市長決裁
（令和７年３月２７日一部改正）

１　目的

多賀城創建１３００年記念事業等を契機として、多賀城政庁跡、多賀城南門、多賀城碑等に来訪する観光客の増加が見込まれることから、中央公園内の多賀城跡あやめ園駐車場（以下「あやめ園駐車場」という。）において、キッチンカー等による飲食・物品等販売やサービスの提供等の営業を行いやすい環境を整えることによって、多賀城政庁跡等におけるおもてなし体制を構築し、市民及び来訪者の利便性の向上を図るとともに、新たな賑わいの創出を目指します。

２　概要

⑴ 出店場所

あやめ園駐車場内の指定する区画

⑵ 出店形態

ア　法令に基づき、多賀城市内で営業できる許可を得て又は届出を行い、自動車内の調理場で食品を調理し、提供する営業を行う形態（以下「キッチンカー」という。）、自動車を利用して食品等の販売やサービスの提供を行う形態（以下「移動販売車」という。）又は自らで設置、撤去を行うことができる簡易テント等により販売等を行う形態とする。

イ　出店に当たり、電気、ガス、水道等を自ら用意して利用し、出店により発生する排水をあやめ園駐車場に排水せず、持ち帰り適正に処分することができる形態とする。

⑶ 販売及びサービス提供品目

・酒類を除く飲食物又は物品等
・サウナ、ネイル、ハンドマッサージ等

⑷ 出店時間

午前１０時から午後６時まで

⑸ 出店可能区画数

２区画（１区画当たり約３ｍ×約５ｍ）

⑹ 出店料

無料とする。

３　応募資格要件

応募資格を有する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

⑴ 次のいずれかに該当する者

ア　多賀城市に住民票を有する者

イ　多賀城市内で事業を営む者

ウ　多賀城市内の自治会・町内会、多賀城市の社会教育登録団体として登録されている団体又は多賀城市市民活動サポートセンターに団体紹介シートを提出している団体

エ　３の⑴のイを除く、宮城県内で事業を営む者

⑵ 食品衛生許可証、食品衛生責任者等の実施に当たり法令により必要となる許可、資格等を有する者（食品を販売する場合は必須）

⑶ 申請時点において、市に納付するべき市税等の滞納がない者

⑷ 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者

⑸ 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）又はそれに準ずる保険に加入している者

⑹ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者

⑺ その他、上記以外でサービスを提供する場合で法令に定められた認可を受けている者

⑻ 出店期間中、多賀城市が行うイベント等のポスター掲示やチラシ配布等に協力する。

４　応募手続

⑴ 応募期間及び出店期間

ア　応募・出店スケジュール

	応募期間	出店期間	備考
第１期	―	4/1～ 5/31	※先着順で受付
第２期	5/3～ 5/10	6/1～ 7/31	
第３期	7/3～ 7/10	8/1～ 9/30	
第４期	9/2～ 9/10	10/1～11/30	
第５期	11/3～11/10	12/1～ 1/31	
第６期	1/1～ 1/10	2/1～ 3/31	

イ　指定した会場でイベント等が開催される期間は出店できない。

（例）・多賀城跡あやめまつり（６月：あやめ園）
・その他（各種マルシェ、おまつり等）

ウ　応募期間及び出店期間の内、１２月２８日から１月４日までを除く。

⑵ 募集及び選定方法等

ア　募集は多賀城市公式ＨＰ等で行うものとし、応募受付は同ＨＰから出店申込書（様式１）に定める必要事項を入力して行うものとする。

イ　各出店期間内の出店日において、出店枠（２区画）を超える申込みがあった場合は、以下により選定するものとする。

(ｱ) 申込者のうち、３の⑴ア、イ及びウに該当する者による申込みが出店枠を超える場合、これらの者から抽選により選定する。

(ｲ) 申込者のうち、３の⑴ア、イ及びウに該当する者による申込みが出店枠以下のときは、これらの者を優先して選定する。

(ｳ) (ｲ)の選定により出店枠に空きが生じたときは、残りの申込者から抽選により選定する。

(ｴ) ３の⑴エに該当する者による申込みのときは、これらの者から抽選により選定する。

ウ　受付期間終了後に出店の可否を決定の上、メールにより通知する。

エ　応募期間終了後、各出店期間内の出店日における出店枠に空きが生じている場合は、随時、先着順で受け付けるものとする。

オ　募集に係る事務局は、次のとおりとする。

〒985-8531　多賀城市中央二丁目１番１号
企画経営部　市民文化創造課　交流観光係
TEL　022-368-2085（直通）　FAX　022-368-2369
E-mail　kanko@city.tagajo.miyagi.jp

⑶ ４の⑵ウ又はエにより選定された者は、指定する期日までに下記の書類を提出するものとする。ただし、同年度内に既に提出しており、内容に相違がない場合は不要とする。

ア　全事業者

・誓約書（様式２）
・直近３年間の納期限到来済みの市税について、現に滞納がないことの証明書（完納証明書等）
・営業許可証の写し
・車検証の写し（車両を使用する場合）
・販売車がわかる写真映像（車両を使用する場合）
・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）又はそれに準ずる保険の証明書の写し

イ　食品提供事業者

・食品衛生許可証、食品衛生責任者等の実施に当たり法令により必要となる許可、資格等の写し

ウ　その他サービスを提供する事業者

・法令に定められた認可を受けている場合は許可書の写し

⑷ 事務局において、４の⑶により提出された書類を確認し、不備等がなければ、当該選定された者を出店事業者（決定・不決定）通知書（様式３）により決定する。

５　注意事項

⑴ ４の⑷により決定された者（以下「出店事業者」という。）が発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること。

⑵ 出店に使用する車両等には、保健所からの許可証を掲示すること。

⑶ 出店事業者は、出店及び食品、販売等の行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

⑷ 出店に使用する車両の駐車及び看板等の動産の設置に当たって、来訪者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。

⑸ 災害時等、やむを得ない事情により、急遽出店を中止とする場合があることを了承すること。

この場合において、当該出店中止により出店事業者に損害が生じても市は一切の補償を行わないことを了承すること。

⑹ 出店事業者が決定された出店日に正当な理由なくして出店しなかった場合、登録を取り消す場合があること。

⑺ 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く。）。

⑻ 公園敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く。）。

⑼ 出店事業者の責において発生したゴミ、残飯、排水等は持ち帰ること。

⑽ 提供する容器等は、出店事業者がゴミ箱を設置し、回収すること。

⑾ 出店に伴い提供する容器等は、エコ容器にするなど、できるかぎり環境に配慮したものを使用すること。

⑿ 販売価格については、公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること。

⒀ 出店期間中の売上げ及び来店者数（件数）を市に報告し、かつ、市が実施するアンケートに回答すること。

⒁ 出店中は区画へのシート敷設等を行い、敷地の汚れ防止対策を行うこと。

(15) 注意事項に反する行為を行ったものと認められた出店事業者は、以後の出店及び新たな応募の受付を行わない可能性があること。

６　仮設又は臨時の飲食店営業に係る特記事項

第１期から第６期までの土日及び祝日に限り、市は週２回程度物産等を通じた地域振興を目的とし「多賀城跡ガイダンス施設週末マルシェ」（以下「週末マルシェ」という。）を開催し、出店者の募集及び集客のための広報を行うこととする。本要項で規定する出店形態のうち、自らで設置、撤去を行うことができる簡易テント等により販売等を行う場合であって、食品を調理し、その場で喫食できるサービスを提供する飲食店営業形態で行う者は、週末マルシェの開催日のみを出店期間として本要綱に基づく応募ができるものとする。

なお、週末マルシェに出店する者が、自ら出店に関する広報等を行う場合には、週末マルシェの名称等を広報の文章や画像内に必ず含めることとし、市が作成した広報ツール等を活用できるものとする。